

国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事録）

（開催要領）

1 日時 平成27年11月20日（金）14:03～14:23

2 場所 永田町合同庁舎7階特別会議室

3 出席

<WG委員>

委員 原 英史 株式会社政策工房代表取締役社長

<関係省庁>

星野 哲雄 総務省電波政策課・周波数調整官

大江 慧知 総務省電波政策課・第一計画係長

<事務局>

川上 尚貴 内閣府地方創生推進室室長代理

藤原 豊 内閣府地方創生推進室次長

（議事次第）

1 開会

2 議事 小型無人機の実証等に関する無線局免許の迅速化

3 閉会

○藤原次長 濟みません、少し時間が押してしまっておりますが、小型無人機の関係ということでございます。

無線局免許の迅速化につきましては、成長戦略でも書かせていただき、かつ、全国レベルでの省令改正のお話を一応頂戴した形になっておりますが、さらに特区でどう深掘りできるかというところにつきまして、より詳細な意見交換をさせていただければと思っております。

委員の方、もうひとつ方、後ほどお越しになりますが、きょうは八田座長お休みでございますので、原委員のほうでお聞きするという形になっております。

では原委員、よろしくお願いいいたします。

○原委員 どうもありがとうございます。

では、よろしくお願いいいたします。

○星野調整官 総務省でございます。

前回のワーキンググループの際に、特定実験試験局の枠組みの改正の部分について御説明をさせていただきました。特に特区でどのような更なる特例措置が可能かという御指摘

がございましたので、今回、その様な面で国家戦略特別区域に係る特定実験試験局の取り扱いについて通達案を作成し、御説明させていただきたいと思います。

まず1の区域の位置づけにつきましては、これは御承知のことだと思いますので省略させていただいて、今回2の特区における特定実験試験局の周波数等の選定について、この周波数をまずは告示という手続がございますが、その告示の案を区域会議が確認し、それに基づき行うという仕組みで考えております。

この告示案の作成というものにつきましては、区域会議のもとに設置いたします総務省あるいは関係地方公共団体、そして特区内において無線システムの運用を希望する者、こういう者で構成される調整のための会議というもので、案を作成し、区域会議において確認するというような流れで考えてございます。

1枚おめくりいただきまして確認事項といたしましては、ここに示してあるとおり周波数、空中電線力、地域、期間、無線局に対する混信その他の妨害を防止するために必要な具体的措置ということで確認をさせていただいて、この観点での調整を踏まえた上で告示案の作成をするという流れでございます。

その告示に基づきましてその後、免許申請が特区内での無線の利用ということで行われるわけですが、特定実験試験局の開設希望があった場合につきましては、開設を希望する者の要望に応じまして、関係地方公共団体の調整の下で幾つかの確認事項を特別事前確認ということで、総務省が無線局免許申請書や添付書類の事前の確認等の支援を行うというものを実施して、その確認が行われるものであれば申請を受理した後に速やかに処理を行う。原則、即日の免許を発給するというところまで総務省としては対応したいと考えてございます。

確認事項につきましては、無線局の免許申請に係る部分の内容について事前に確認できれば、その処理について迅速に行うということを特区区域における特定実験試験局については、このように取り扱いたいと考えてございます。これで全国レベルでの特定実験試験局との区別といいますか、差といいますか、全国レベルでは1～2週間程度ということでの処理期間を設けたものを即日というところまで対応したいと考えてございます。

この内容についての説明は以上でございます。

○原委員 ありがとうございました。

申請者の側でこういうところで使いたいというものが出てくると、告示案をつくるというプロセスと、特別事前確認とが並行して進んで、その後は申請が出たら即日になるという理解ですね。

○星野調整官 そういうことでございます。告示の範囲の中で使われる無線局ということであれば、その適用ができるということでございます。

○原委員 告示案をつくるプロセスと特別事前確認のところは、大体日数としてはどれぐらいかかることが想定されますか。

○星野調整官 ここは使う周波数や区域等によってどのような調整が必要か状況が変わっ

てきますので、調整に要する期間についてはケース・バイ・ケースなのかと思います。

無線局の場合、他の無線局に対して混信を与えないという調整がかなり重要な部分でございますので、その調整にどの程度の時間をするかがポイントかと思っております。具体的にどのくらいというところまでは、先ほども申し上げましたように、周波数によって非常に短くなるケースもございますし、調整にどうしても時間がかかるてしまうケースがございます。

○原委員 幅があるのだと思うのですけれども、大体何日から何日ぐらいが目安とおわかりになりますか。

○星野調整官 どのような周波数を実証実験に使用したいかという要望によって、調整する相手が非常に多くなるのか、あるいは少なくていいのか等が決まります。また、どのぐらいの出力によって電波を発射するかによって、電波が届く範囲も変わってきますので、そのような計算も含めてやらなければいけません。

そのため、そこは一概にこれだからこのぐらいというところの目安はなかなかお示しにくい。ただ、いろいろな関係の方々に対しての調整というのは迅速にやるべきと私ども思っておりますので、そういう意味では具体的にどのくらいというところまでは一言でお示しすることは難しい。

○原委員 無線局を使われている方々の個々の調整、実験に行くのですか。何かそういうことになるわけですか。

○星野調整官 例えば特区において実験をしたいという場合に、その電波が他の無線局に対してどれぐらいの影響を与えるのかが重要になります。

例えば影響を与える可能性があるケースが想定されるときに、相手の無線局がどういう運用をされているのかというものを勘案しながら、影響があるかないかの調整を行う必要がある可能性もあります。

例えばお互いの運用時間を別に分けなければいけないとか、そういう場合もある可能性がありますので、これは非常に様々なケースでの調整が必要になってくるかと思っております。比較的余り使われていない周波数で、運用する場所がかなり特定されるような場合には、非常に迅速にこの辺の調整は済むかと思っています。

○原委員 なかなか一概に言えないと言われるのはわかったのですが、なので、幅で下限から上限といって、上限でここまでにおさまりますよねというつもりもないのですけれども、標準的な部分がイメージができると私も理解しやすいのですが。

○星野調整官 そうですね。例えば特区の市町村の全域で運用する場合、当然電波の影響する範囲は隣接の市町村まで及んでしまう。その影響する範囲が非常に広くなってしまうと、調整の期間というのは長くなるかと思います。

調整の期間について幅については、それぞれの運用等によって大きく変わってくると思いますので、なかなか目安的にこのぐらいというのを具体的にお示しするのは非常に難しいという状況です。

○藤原次長 市丸ごとだとどのぐらいかかるのですか。

○星野調整官 市全体という場合でも、隣の市に非常に無線局が多いとか、それぞれの状況によって変わると思います。

○藤原次長 逆に言うと一番長くてどのぐらいなのですか。3年とか5年かかるのですか。

○星野調整官 そういうことはないです。

○藤原次長 そうすると、どのぐらいですか。

○星野調整官 そこはケース・バイ・ケースです。

○藤原次長 その大体というのは1年なのか3年なのかで全然違うので、あるいは数ヶ月か数週間とか。

○大江係長 運用調整の話になりますと、当然調整の相手方がございますので、相手方の事情によっては、調整にもちろん時間がかかる場合がありますし、運用について、相手方の了解の上で運用していくことになりますので、調整の相手方が多ければ多いほど時間を要しますし、少なければすぐ完了するものもあるでしょうし、そこはケース・バイ・ケースとしか申し上げようがございません。

○原委員 現行の制度のもとでこれに類する調整はなされているわけですね。それは実際上、実績としてどれぐらいかかっているかというデータはあるのですか。

○星野調整官 現行の制度は、近隣の地域にその周波数を使用している無線局がないという前提で告示をしておりますので、それほどに調整に時間がかかることはありません。

○原委員 使っている人がいる状態で調整する仕組みというのは、これとは別の領域でもないのですか。

○星野調整官 その調整については、無線局間の離隔距離を確保するための調整あるいは時間的な調整、出力を下げる調整等、様々なケースがございます。そういう面で無線を使いたい方々が使いやすいような運用方法を踏まえながらの調整をしますので、で例えば出力をもっと下げて等のケースも調整の中で起こり得ます。

○原委員 要するに今、ここでやろうとしているような地域でのほかに使っている人たちとの調整というのは、今回初めてやろうとしていることという理解でよろしいですか。

○星野調整官 特定実験試験局ということでは初めてになります。

○原委員 そうだとすると、先ほど1年なのか3年なのかという話もありましたけれども、やってみないと本当にわからないという状態でいらっしゃるということですか。

○星野調整官 特区においてどういう周波数を使われるか、要望について私ども全くお示しいただいておりませんので、そこは何とも言えないところです。

○原委員 そうであるとすると、およその目安でも先に決めておかないと調整に幾らでも時間がかかってしまうということになる危険性もありませんでしょうか。

○星野調整官 この調整はあくまでも運用したいという方々が主体的にやっていただくことになりますので、そういう方々でどのぐらいの時間で調整できるのかというところにかかるてくると思います。

○原委員 その調整する相手の側が大変な人だったりするか、ちゃんとすぐに調整に応じてもらえるかとか、そういう個々の事情によっても時間が変わってくるのでしょうかし、そういうのはよくわかるのですけれども、であるがゆえに、この調整をどれぐらいの期間で終えましょうということの目安がないと、調整される側も大変なのではありませんか。

○星野調整官 ここは例えば、どのぐらいで調整を終えてくださいということをここに明示をしてしまうと、逆にそこに縛られてしまう可能性が出てくるかと思います。

○原委員 それは申請をする側が言うというよりも、この調整プロセスというのは基本的には例えば半年なのか何カ月なのかわからないのですけれども、それで終えるのが基本ですということをしないと、それこそ3年、5年かかるても全然終わりませんということになりそうな気がしなくもないのですが、この場でこれ以上お話してもつまらないのかもしれませんが、何か後段のほうは即日で免許を発給していただくことにしたのは大変よくて、いい制度になると思うのですが、前のところで相当時間がかかることがありますということになるという懸念があるものですから、ここを何とかもう一步払拭するような仕組みをお考えいただけないか。

○星野調整官 先ほども少しお話したとおり、他の無線局が全くいない周波数であれば、非常に短い時間でその調整は済むかと思います。しかしながら、例えば6カ月という目安をつけたとして、例えば非常に大きな出力を出す場合には、影響の範囲が非常に大きくなりますので、調整に時間がかかる場合があり、調整期限までに調整が終わらない場もあると思います。この場合には告示をしないということであれば、そのような期限を切ってしまうという方法はあるのかもしれません。

ただ、我々はできるだけ、実験をしたいという方々には実験をしていただこうということを考えておりますので、そこで期限を超過したために適用しません、告示はできませんということにしていいかどうかという面も、しっかりと考えなければいけないと思っております。

○原委員 わかりました。期限を切るという案に固執するわけでは全然ないのですけれども、ここの調整プロセスのところが余り過度に時間がかかったりしないような仕組みというのを、また事務局も含めてさらに御調整をいただいてもよろしいでしょうか。何かもう一段できないかなという気がいたします。

そのときに告示案をつくる会議体で例えば内閣府さんが入って、そこのスケジュール管理をされるということがいいのか、区域会議のもとにということにするのがいいのかというのはまた議論があるのだと思いますが、そういった可能性も含めて御検討いただけないかと思います。

あと何か事務局ありますか。

○藤原次長 1つあるとすれば、全部一律に何カ月というのが難しい、標準処理期間みたいなものが難しいとすれば、何か少し類型化していただいて、こういうときだったらこのぐらいとか、何か1つでも2つでもいいのですけれども、モデルケース的な例示をしてい

ただくとか、そういうことは全然不可能でしょうか。

○星野調整官 先ほど申しましたように、周波数によってモデル化というのが非常に難しい部分がございます。

私どもも特区でどのような周波数を使った無線システムが運用されるかという情報もほぼお示しいただいてございませんので、なかなかそこを類型化すること自体が難しい。

○藤原次長 特区でというよりも、今までのケースとして想定できる範囲でのそのような類似のいろいろなデータもこれまでの審査の中であると思いますので、例えばそういうものを少し類型化することはできないかということなのです。完全にかちつとしたものでなくていいのですけれども、大体のイメージでこういった場合はどのぐらいだと、そういうといったサービスというのは提供できないのでしょうか。

○大江係長 もともとこちらの制度に係る議論については、こちらのワーキンググループでいろいろ御指摘いただきまして、特区の地方公共団体がある程度責任を持って混信の防止ですか、そういうものを図ることが可能というのであれば、手続をいろいろ簡素化なり迅速化できますねというところからスタートしてございます。

議論の中で坂村先生がおっしゃっていたように、例えば、多少テレビが見えなくなってしまいという地方公共団体であれば、通常であればテレビの周波数帯にかぶせて何か実験試験局を運用するというのは不可能なのですけれども、地方公共団体が責任を持って住民の理解を得るなどが可能であるならば、そのようなことも可能であろうという様に、普段使えない周波数でも使えるようにしていこうというのが今回の趣旨でございます。

ですので、調整の期間については、地方公共団体が調整についてどれだけドライブをして、周辺住民に御理解いただくとか、周辺の地方公共団体と調整できるか、まさにそこにかかるくるというところでございますので、特区の地方公共団体がどれぐらいやる気を持って調整できるかによって、期間が変わってきます。

○八田座長 わかりました。ではこれは自治体が頑張って調整をすれば総合通信局さんでさらにチェックをして時間がかかるということは、基本的にはないということですね。

○大江係長 そうです。

○藤原次長 自治体がチェックすべきポイントみたいなものは、何かガイドしたものはおつくりになられるのですか。あるいは今までそういうものはあるのですか。

○星野調整官 お手元の資料の確認事項の（イ）のポイント、2ページ目の上の方で、ここをどのように具体的にするかが大きなポイントでございます。この部分について、地方公共団体によってどういう進め方をするのか。先ほど申し上げましたとおり、周波数あるいは無線局がどういう状態になれば調整ができるのかというところにかかるくると思います。

そういう意味で周知をするとか、そういうケースもあるのだろうと私も思っています。そのようなやり方ができるというものは、当然この通達を出した後に地方公共団体にこういう方法がありますというアドバイスやお知らせを実施していこうと思っています。

○藤原次長 そういった何かアドバイスピントみたいなものが少しあると、また全然違ってくるのかなと思います。またその辺は事務的に。

○原委員 この調整プロセスが円滑に進むような仕組みをさらに調整させていただければと思います。どうもありがとうございました。